

## 福井県電子契約運用要綱

令和7年3月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井県電子署名規程に基づき、電子契約の適正な運用を行う上で、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 契約等 福井県財務規則で定める契約書および請書をいう。
- 二 電子契約サービス サービス提供事業者が、県および契約等に係る相手方の指示を受けてサービス提供事業者の署名鍵による電子署名を行う立会人型（事業者署名型）電子契約サービスをいう。
- 三 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条5項に定める措置を講じた電磁的記録をいう。
- 四 電子署名 総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。
- 五 運用管理者 電子契約サービスの利用者の権限管理や設定など電子契約サービスの運用管理を行う者をいい、福井県未来創造部DX推進課長が行う。
- 六 アクセスコード 契約等の締結に当たり、電子契約サービス上で電子契約データの内容を確認するために必要となる暗証番号をいう。
- 七 アカウント 電子契約サービスに接続するための個人識別情報をいう。
- 八 パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる暗証番号をいう。
- 九 利用者 運用管理者が電子契約サービスの利用を認めた福井県職員をいう。
- 十 承認者 電子契約サービス上に送信された電磁的記録と決裁済みの当該起案文書を照合し、確認する者をいい、福井県財務規則上の本庁課の長または、かいの長が行う。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、県が締結する契約等に利用できるものとする。ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約、契約期間に電子契約の保存期間を加えた期間が10年を超える契約および自動更新条項付契約を除く。

(電子契約の運用管理者)

第4条 運用管理者は、電子契約サービスの適正な運用ならびに利用者の可用性を確保するとともに、電子契約サービスで取り扱われる情報資産の機密性および正確性を維持するため、次の各号に掲げる事項について管理を行う。

- 一 電子契約サービスの利用権限の管理や設定に関する事項
- 二 電子契約サービスの利用手続に関する事項
- 三 電子契約サービス内の電子契約の管理に関する事項
- 四 その他電子契約サービスを適正かつ円滑に管理運用するために必要な事項

(利用者)

第5条 電子契約サービスの利用に必要なアカウントは、運用管理者が設定し、利用者に付与するものとする。

- 2 利用者は、アカウントおよびパスワードを適正に管理し、他者による不正利用を防止すること。
- 3 利用者は、契約等に係る相手方が電子契約サービスを利用する際のアクセスコードを設定するものとする。
- 4 利用者は、運用管理者から指示があった場合、直ちに従うこと。
- 5 利用者は、その他法令、規則等に定める情報セキュリティの確保に関する規定を遵守すること。

(契約等に係る相手方への確認)

第6条 利用者は、契約等に係る相手方（予定者を含む。以下同じ。）に電子契約締結の意思を確認するものとする。

- 2 前項の確認は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」（別紙様式）を提出させる方法で行うものとする。

(電子契約の承認者)

第7条 承認者は、電子契約データへの電子署名を指示する際には、所定の決裁手続を経ていることを確認しなければならない。

- 2 承認者は、アカウントおよびパスワードを適正に管理し、他者による不正利用を防止すること。
- 3 承認者に事故等があるとき、または欠けたときは、承認者があらかじめ指定する者がその職務を代行するものとする。

(電子署名)

第8条 第2条第二号による県の指示は、「福井県知事 杉本達治 (fukui-keiyaku@pref.fukui.lg.jp)」とする。

(契約等の確定)

第9条 契約等は電子署名により確定するものとする。ただし、電子署名日が契約等記載の日以降となる場合は、電子署名の日までの間に、電子契約の趣旨に基づき行った行為については追認する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子契約サービスの運用に関し必要な事項は運用管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。